◎調達機関番号　565　◎所在地番号　01
1　掲載日　平成28年10月４日（号外政府調達第186号）
2　訂正内容　29ページ４段目、４⑸を「品質確保対策　配置予定主任技術者の手持ち業務に、当機構鉄道建設本部発注の低入札業務がある場合は、当該技術者の手持ち業務量の制限を当初の設定から半減させる。なお、この制限は業務の履行期間中も継続するものとする。また、落札者となるべき者の入札価格が当機構が定める調査基準価格に満たない者は、次のアからエに定める措置を講ずるものとする。
ア　第三者による照査を実施すること。
イ　配置予定主任技術者とは別に担当技術者を１名配置すること。
ウ　屋外で行う調査の実施に際しては、主任技術者が現場に常駐すること。
エ　全ての打ち合わせには、必ず主任技術者が立ち会うこと。」に訂正します。

資　格

競争参加者の資格に関する公示

宮崎220号　伊比井トンネル新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 28 年 10 月 25 日
九州地方整備局長　小平田浩司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
1　工事名　宮崎220号　伊比井トンネル新設工事
2　工事場所　宮崎県日南市伊比井地内
3　工事内容　構造形式：ＮＡＴＭ　延長：Ｌ＝724m　幅員：Ｗ＝8.0m
4　予定工期　契約締結の翌日から平成30年８月31日まで
5　申請の時期　平成28年10月26日から平成28年11月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成28年11月25日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑴を参照すること。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成28年11月25日において次の条件を満たすものとする。
①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、【①】の㋐～㋒は同一工事であることとし、施工延長については掘削、覆工を実施した延長であること。
【①】単体もしくは、特定ＪＶの代表者
ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）60㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）60㎡以上の施工実績は、非常駐車帯を除く。）
イ）施工延長が600m以上であること。
ウ）土被りが（坑口部を除く）20m以内であること。※坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」でいう土被りが２Ｄ（Ｄは掘削幅）の範囲とする。
【②】特定ＪＶのうち代表者以外の構成員
ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空断面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯を除く。）
但し、共同企業体にあっては、すべての代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。